



# 鳥取県公報

平成 20 年 5 月 9 日 (金)  
第 7 9 8 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (348) (指導管理課) . . . . . 2
	出納員の権限に属する事務の一部の委任 (349) (〃) . . . . . 2
	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (350) (障害福祉課) . . . . . 3
	米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙のうち、宅地の所有者が選挙すべき委員の選挙について届出のあった候補者の氏名及び住所 (351) (景観まちづくり課) . . . . . 3
	米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙のうち、宅地の所有者が選挙すべき委員の選挙については投票を行わない旨の告示 (352) (〃) . . . 3
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (353) (東部総合事務所県民局) . . . . . 4
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (354) (〃) . . . . . 4
	土地改良区の役員の住所の変更 (355) (東部総合事務所農林局) . . . . . 5
	土地改良区の役員の就退任 (356) (〃) . . . . . 5
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (357) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 6
◇ 海区漁調委告示	漁業法による公聴会の開催 (3) . . . . . 6
◇ 監査告示	包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等 (2) . . . . . 7
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (空港港湾課) . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第 348 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「旧法」という。）第 171 条第 4 項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する旧法第 170 条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 委任させた事務

ふるさと納税に係る寄附金の収納事務

### 2 委任を受けた出納員

鳥取県教育委員会事務局教育総務課

課 長 田中 規靖

課長補佐 林 憲彰

総務係長 横山 順一

主 事 高田 章弘

主 事 横山 寛

主 事 堀江 征嗣

### 3 委任期間

平成 20 年 4 月 25 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

## 鳥取県告示第 349 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「旧法」という。）第 171 条第 4 項の規定に基づき、出納員をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する旧法第 170 条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 委任させた事務

ア 医療費の自己負担部分の窓口での収納事務

イ 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年鳥取県条例第 11 号）第 8 条に規定する使用料及び手数料の窓口での収納事務及び未収金の収納事務

### 2 委任を受けた分任出納員

鳥取県立鳥取療育園

次 長 前田 功

企画外来係長 田中 茂子

非常勤職員 鳥飼 梢

### 3 委任期間

平成20年 4 月24日から平成21年 3 月31日まで

**鳥取県告示第 350 号**

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第 69 条の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 5 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
有限会社木島薬局 代表取締役 木島 儀弘	八頭郡若桜町 大字若桜380	木島調剤薬局	八頭郡若桜町若桜 358-1	育成医療 更生医療	平成20年 5 月 1 日
株式会社ナガイ薬局 代表取締役 永井 隆	米子市新開五 丁目 3-9	ナガイ薬局	西伯郡伯耆町大殿 618	〃	〃
〃	〃	ナガイ薬局境港店	境港市米川町286	〃	〃

**鳥取県告示第 351 号**

平成 20 年 6 月 1 日に執行する米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙のうち、宅地の所有者が選挙すべき委員の選挙について、土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 24 条第 2 項の規定に基づく届出のあった候補者の氏名及び住所は、次のとおりであるので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏名	住 所
青 木 勇	米子市末広町173
池 吉 憲	米子市茶町84
岡 本 武 士	米子市万能町172
高 橋 務	米子市道笑町二丁目242
樋 野 朝 昭	米子市上福原七丁目 8-7
福 原 則 昭	米子市日野町186
船 守 清 史	米子市加茂町二丁目166
保木本 茂 實	米子市東町167

**鳥取県告示第 352 号**

平成 20 年 6 月 1 日に執行する米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙のうち、宅地の所有者が選挙すべき委員の選挙については、候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 26 条の規定に基づき、投票を行わないものとし、同条の規定により

告示する。

平成 20 年 5 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県告示第 353 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 20 年 6 月 8 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 5 月 9 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成 20 年 4 月 8 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 笑風情の会 デイサービスセンター 桃の花

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

森本 将広

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市下砂見 529

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対する小規模な介護事業を発信源として、高齢者への生きがいをづくりや子供たちへの心の教育・地域住民への介護の啓発・家族が触れ合う場として地域全体が支え合うことのできるまちづくりの一助となることを目的とする。

#### 鳥取県告示第 354 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び収支予算書は、平成 20 年 6 月 16 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 5 月 9 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成 20 年 4 月 16 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 グリーンスポーツ鳥取

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

ニール・スミス

## 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市桂見 831-14

## 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、スポーツの啓発普及、競技者指導者及びボランティアなどの育成、スポーツ施設の管理運営などの事業を行い、以てスポーツの振興及び子供の健全育成に寄与することを目的とする。

## 6 定款の変更事項

事業の追加

## 鳥取県告示第 355 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定に基づき、次のとおり湖山町瀬土地改良区から役員住所に変更を生じた旨の届出があったので、同条第 17 項の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 9 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

理 事	田 中 益 夫	変更前	鳥取市湖山町南一丁目 239
		変更後	鳥取市湖山町南二丁目 680

## 鳥取県告示第 356 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定に基づき、次のとおり湖山町瀬土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第 17 項の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 9 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

## 退任した役員の氏名及び住所

理 事	国 富 三 郎	鳥取市湖山町西二丁目 133
〃	田 中 力 雄	鳥取市湖山町北一丁目 531
〃	田 中 益 夫	鳥取市湖山町南二丁目 680
〃	小 坂 秀 美	鳥取市湖山町南一丁目 161
〃	影 井 信 孝	鳥取市湖山町南一丁目 612
〃	船 越 作 一 郎	鳥取市湖山町西一丁目 211
〃	太 田 豊	鳥取市湖山町南五丁目 435
〃	森 路 昭	鳥取市湖山町南五丁目 463
〃	影 井 克 博	鳥取市湖山町南一丁目 455
〃	鷺 見 澄 夫	鳥取市湖山町南一丁目 917
〃	山 根 善 政	鳥取市湖山町南一丁目 609
〃	川 口 由 之	鳥取市湖山町南一丁目 343
監 事	中 川 吉 太 郎	鳥取市湖山町南一丁目 388
〃	田 住 宣 藤	鳥取市湖山町南五丁目 346
〃	星 見 健 蔵	鳥取市湖山町西二丁目 349

平成 20 年 3 月 31 日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事	星 見 義 雄	鳥取市湖山町西二丁目347
〃	影 井 信 孝	鳥取市湖山町南一丁目612
〃	船 越 作一郎	鳥取市湖山町西一丁目211
〃	太 田 豊	鳥取市湖山町南五丁目435
〃	田 中 益 夫	鳥取市湖山町南二丁目680
〃	森 路 昭	鳥取市湖山町南五丁目463
〃	影 井 克 博	鳥取市湖山町南一丁目455
〃	鷲 見 澄 夫	鳥取市湖山町南一丁目917
〃	奥 村 利 治	鳥取市湖山町南一丁目303
〃	山 根 善 政	鳥取市湖山町南一丁目609
〃	川 口 由 之	鳥取市湖山町南一丁目343
〃	星 見 慎 一	鳥取市湖山町北一丁目672
監 事	田 中 力 雄	鳥取市湖山町北一丁目531
〃	小 坂 秀 美	鳥取市湖山町南一丁目161
〃	山 下 行 正	鳥取市湖山町南一丁目935

平成20年4月1日就任 任期3年

## 鳥取県告示第 357 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 5 月 9 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福 祉サービス事業を 行う事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サ ービスの種 類	変更年月日
医療法人社団 日翔会	日野郡日野町 根雨909-1	医療法人社団日翔 会おしどり荘訪問 介護事業所	日野郡日野町根雨 899-1	居宅介護、重 度訪問介護	平成20年4月 1日

海区漁業調整委員会告示

## 鳥取海区漁業調整委員会告示第 3 号

漁業の免許の内容等の事前決定について知事に意見を述べるため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

漁場計画案は、平成 20 年 5 月 9 日（金）から同月 16 日（金）までの間、鳥取県農林水産部水産振興局水産課（鳥取市東町一丁目 220）、鳥取県栽培漁業センター（東伯郡湯梨浜町大字石脇 1166）、鳥取県境港水産事務所（境港市昭和町 9-7）及び海面に接している市町村の市役所又は町村役場において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 5 月 9 日

鳥取海区漁業調整委員会会長 森 本 成 人

## 1 開催日時及び場所

(1) 日時 平成 20 年 5 月 19 日 (月) 午後 1 時 30 分から

(2) 場所 鳥取県東伯郡北栄町由良宿 800 北栄町中央公民館大栄分館 講堂

## 2 案件

鳥取海区における第三種共同漁業及び第一種区画漁業の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間並びに共同漁業の関係地区及び区画漁業の地元地区の事前決定について

## 3 公述人

公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、職業（漁業に従事する者にあつては従事する漁業の種類、その他の者にあつては勤務先を含む。）及び発言内容の要旨を記載した書面を平成 20 年 5 月 16 日（金）午後 5 時までに鳥取海区漁業調整委員会事務局（鳥取市東町一丁目 220 鳥取県農林水産部水産振興局水産課内）に提出すること。

監 査 委 員 告 示

## 鳥取県監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 29 に規定する包括外部監査人である勝部不二夫の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が当該包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について、同法第 252 条の 32 第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 5 月 9 日

鳥取県監査委員	山	本	光	範
鳥取県監査委員	米	田	由	起
鳥取県監査委員	伊	木	隆	司
鳥取県監査委員	山	根	眞	知
鳥取県監査委員	伊	藤		保
鳥取県監査委員	稲	田	寿	久

氏 名	住 所	監査の事務を補助できる期間
本 城 慶 光	米子市米原八丁目14-54	平成20年6月1日から平成21年3月31日まで
矢 野 年 宏	米子市永江603	〃

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 5 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

## 鳥取港廃棄物処理業務委託 一式

## (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

## (3) 履行場所

入札説明書による。

## (4) 履行期間

平成 20 年 5 月 30 日から平成 21 年 3 月 23 日まで

## (5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

## (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

## (2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の廃棄物処理に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 5 月 14 日（水）午後 4 時までに 4 の (2) の場所に提出すること。

## (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定する一般廃棄物及び産業廃棄物に係る収集運搬に係る業の許可を受けている者であること。

## (4) 重量物の処理に必要な重機類の調達及び集積等の労務の提供が可能であり、かつ、休日夜間でも対応可能な者であること。

## (5) 鳥取県東部総合事務所県土整備局の所管する管内に本店、支店又は営業所を有すること。

## (6) 過去 2 年の間に国又は地方公共団体が発注した本件業務と同種の業務を履行した実績を有していること。

## (7) 平成 20 年 5 月 9 日（金）から同月 22 日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## (8) 平成 20 年 5 月 9 日（金）から同月 22 日（木）までの間いずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

## 3 契約担当部局

鳥取県鳥取港湾事務所

## 4 入札手続等

## (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-0906 鳥取市港町 8

鳥取県鳥取港湾事務所管理係（海友館 2 階）

電話 0857-28-5998（直通）

## (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431, 7824 又は 7433

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は、平成 20 年 5 月 9 日（金）から同月 22 日（木）までの間にインターネットのホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者は、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成 20 年 5 月 9 日（金）から同月 22 日（木）までの日（日曜日及び土曜日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで

イ 交付場所

（1）に同じ

(4) 設計書の閲覧の方法

平成 20 年 5 月 9 日（金）から同月 22 日（木）までの日（休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間、（1）の場所で設計書を閲覧に供する。

(5) 入札説明会の有無

無

(6) 郵便等による入札

不可とする。

(7) 入札及び開札の日時及び場所

平成 20 年 5 月 29 日（木）午後 1 時 30 分  
鳥取県鳥取港湾事務所（海友館 2 階）

5 入札者に要求される事項等

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成 20 年 5 月 22 日（木）午後 5 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明及び補足資料の提出を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻  
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効  
2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否  
要
- (4) 落札者の決定方法  
会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。
- (5) 手続における交渉の有無  
無
- (6) その他  
詳細は、入札説明書による。